別紙

□補助金の交付申請に関する誓約事項

１　「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援及びマッチング支援事業実施要領」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業実施要領」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業実施要領」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」（以下「移住支援事業」という。）に関する報告及び立入調査について、山口県及び下関市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、移住支援事業の各実施要領に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

(1)　補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)　補助金の申請日から３年未満に下関市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3)　（就業又は専門人材の場合のみ）補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4)　（創業の場合のみ）「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5)　補助金の申請日から３年以上５年以内に下関市以外の市区町村に転出した場合：半額

□移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び下関市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保

護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施

のために利用します。

また、山口県及び下関市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住

支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村

に提供し、又は確認する場合があります。